

集合徴収口座振替明細書の廃止について

口座振替により納付された方の内、希望のあった方のみに送付していた「集合徴収口座振替明細書」は令和8年1月振替分から廃止します。

廃止後は預貯金通帳の記帳により税目・金額をご確認ください。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

対象税目 集合徴収の対象である4税目

(①町県民税・森林環境税、②固定資産税、③軽自動車税、④国民健康保険税)

廃止理由 隠岐の島町では、すべての税金をまとめて徴収する集合徴収方式を行ってきましたが、国が進める地方公共団体情報システムの標準化に伴い、これまでの集合徴収の方法ができなくなることから、それぞれの税目ごとに徴収する方法に変更することになりました。これに伴い、口座振替を税目ごとに行えるようになり、①振替結果が預貯金通帳への記帳等により確認できるようになること、②省資源化及び経費節減の観点から廃止することといたしました。

◇記帳表記の変更例

(旧)
シユウコウチヨウシユウ
↓
(新)
チヨウケンミンゼイ
コテイシサンゼイ
コクホゼイ
ケイジドウシヤゼイ

※表記は金融機関により異なります

廃止時期 令和8年1月振替分から廃止します。

よくある質問

質問1) 口座振替の結果はどのように確認すればよいですか。

回答1) 納税通知書に記載された納期限日（振替日）以降に、預貯金通帳への記載等によりご確認ください。

質問2) 紳士したことを証明するものが必要なときはどうしたらよいですか。

回答2) 公的な証明が必要な場合は「納税証明書」の交付申請をしてください。

※これまで送付していた「集合徴収口座振替明細書」は、納付済みとなった税額のお知らせであり、領収書や納税証明書として使用していただけるものではありません。

問い合わせ先

〒685-8585 隠岐の島町下西 78 番地2

隠岐の島町役場 税務課住民税係

電話 08512-2-8574